

彦根愛知犬上広域行政組合事務専決規程

平成 12 年 11 月 1 日 組合訓令第 3 号

改正 平成 22 年 2 月 26 日 組合訓令第 1 号

令和 4 年 4 月 25 日 組合訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、管理者の権限に属する事務の専決に関する基準を定め、行政事務の能率的な運営と事務遂行上における責任の範囲を明らかにすることを目的とする。

(専決)

第 2 条 副管理者、事務局長、総務課長、場長および室長は、別表に定めるところにより、それぞれの主管する事務を専決しなければならない。

2 別表に定められていない事項であっても、専決すべき者において事案の内容により専決することが適当と認められる事項については、前項の規定に準じて処理しなければならない。

3 前 2 項の規定により専決する職員は、必要がある場合はその専決に属する事項の一部をあらかじめ管理者の承認を得てその所属の課長補佐、次長および室長補佐に専決させることができる。

(専決の制限)

第 3 条 議会に付議すべき事項については、前条の規定にかかわらず、管理者の決裁を受けなければならない。

2 専決すべき者において、事案の内容により異例に属し、または異議があると認められる事項については、前条の規定に関わらず、上司の指揮を受けて処理しなければならない。

(報告)

第 4 条 専決者が専決した事項のうち、上司に報告する必要があると認めたときは、速やかにその事項を報告しなければならない。

付 則

この訓令は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年組合訓令第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

付 則(令和 4 年組合訓令第 2 号)

この訓令は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

別 表

1 副管理者の専決事項

- (1) 予備費の充用に関する事。
- (2) 1件1,000,000円以上5,000,000円未満の組合財産の管理処分に関する事。
- (3) 1件3,000,000円以上30,000,000円未満の工事の執行に関する事。
- (4) 1件1,000,000円以上5,000,000円未満の予算の執行に関する事。(工事の執行を除く。)
- (5) 1件3,000,000円以上30,000,000円未満の工事契約の締結に関する事。
- (6) 1件3,000,000円以上30,000,000円未満の物件、労力その他の供給に係る契約の締結に関する事。
- (7) 事務局長の出張命令に関する事。
- (8) 事務局長の休暇その他の服務に関する事。
- (9) 事務局長、課長およびこれに準ずる職員以外の任免その他の発令に関する事。

2 事務局長の専決事項

- (1) 組合の執行の調整に関する事。
- (2) 告示、公告その他の公表に関する事。
- (3) 通達、通知、照会、報告、進達、申請、諮問その他文書に関する事。
- (4) 請願、陳情等に関する事。
- (5) 許可、制限、禁止、命令その他の行政処分に関する事。
- (6) 助言、協力、その他の指導および指示、勧告、その他の監督に関する事。
- (7) 予算の流用に関する事。
- (8) 1件1,000,000円未満の組合財産の管理処分に関する事。
- (9) 1件500,000円以上3,000,000円未満の工事の執行に関する事。
- (10) 1件300,000円以上1,000,000円未満の予算の執行に関する事。(工事の執行を除く。)
- (11) 1件500,000円以上3,000,000円未満の工事契約の締結に関する事。
- (12) 1件500,000円以上3,000,000円未満の物件、労力その他の供給に係る契約の締結に関する事。
- (13) 1件100,000円以上の不用品の売却に関する事。

- (14) 課長、場長、室長の出張命令に関する事。
- (15) 課長、場長、室長の休暇その他の服務に関する事。
- (16) 職員の給与等(職員の通勤届の確認および通勤手当の額の決定ならびに扶養手当の認定および扶養手当の額の決定を含む。)に関する事。
- (17) 会計年度任用職員の雇用その他に関する事。

3 総務課長、場長、室長の専決事項

- (1) 統計の作成、資料の収集、配布に関する事。
- (2) 文書の受理および返戻に関する事。
- (3) 各種台帳、帳簿、記録等の備付および管理に関する事。
- (4) 調査、審査、検査等に関する事。
- (5) 収入命令および支出命令に関する事。ただし、総務課長に合議すること。
- (6) 1件500,000円未満の工事の執行に関する事。ただし、総務課長に合議すること。
- (7) 1件300,000円未満の予算の執行に関する事(工事の執行を除く。)。ただし、総務課長に合議すること。
- (8) 1件500,000円未満の工事契約の締結に関する事。
- (9) 1件500,000円未満の物件、労力その他の供給に係る契約の締結に関する事。ただし、総務課長に合議すること。
- (10) 1件100,000円未満の不用品の売却に関する事。ただし、総務課長に合議すること。
- (11) 職員(課長補佐級以下の職員をいう。以下同じ。)の出張命令に関する事。
- (12) 職員の休暇その他の服務に関する事。
- (13) 公の施設(附帯設備等を含む。)の使用許可(使用料の決定を含む。)および許可の取消しに関する事。
- (14) 使用料の減免等の決定に関する事。
- (15) 証明書、許可書等の交付の決定に関する事。